原 議 保 存 期 間 30年 (平成60年3月31日まで) 有 効 期 間 -種 (平成60年3月31日まで)

庁 内 各 局 部 課 長 各 附 属 機 関 の 長 警察庁丙保発第12号、丙情対発第20号 丙搜一発第5号

平成29年7月5日警察庁生活安全局長警察庁刑事局長

警察法施行令等の一部を改正する政令の施行について(通達)

警察法施行令等の一部を改正する政令(平成29年政令第180号。別添1:官報の写し。別添2:新旧対照条文)が本日公布されたところであるが、改正の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

## 第1 改正の趣旨

刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号。以下「改正法」という。) が平成29年6月23日に公布され、同年7月13日から施行されることに伴い、警察 法施行令(昭和29年政令第151号)等の関係規定を整備するものである。

#### 第2 改正の概要

- 1 警察法施行令等の一部改正
- (1) 警察法施行令の一部改正

警察法施行令第2条第8号において、国庫が犯罪捜査に必要な経費を支弁する対象となる犯罪が規定されているところ、同号について、所要の改正が行われた。

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正

銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「銃刀法施行令」という。)第12条第1項において、猟銃の所持の不許可の要件となる人の生命又は身体を害する罪が規定されているところ、同項について、所要の改正が行われるとともに、改正法による改正後の刑法(明治40年法律第45号。以下「新刑法」という。)第181条に規定する監護者わいせつ又は監護者性交等の致死傷罪が追加された。

また、銃刀法施行令第12条第2項において、猟銃の所持の不許可の要件となる凶悪な罪が規定されているところ、同項について、所要の改正が行われた。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第17条又は第28条において、店舗型性風俗特殊営業又は接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為が規定されているところ、これらの

条について、所要の改正が行われるとともに、新刑法第179条に規定する監護者わいせつ及び監護者性交等罪が追加された。

(4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令(平成20年政令第346号)第1条において、インターネット異性紹介事業の事業停止事由となる児童の健全な育成に障害を及ぼす罪が規定されているところ、同条について、所要の改正が行われるとともに、新刑法第179条に規定する監護者わいせつ及び監護者性交等罪が追加された。

### 2 施行期日

改正法の施行の日(平成29年7月13日)から施行することとされた。

官

御

名

御 壐

平成二十九年七月五日

内閣総理大臣

安倍

晋三

公布する。

警察法施行令等の一部を改正する政令をここに

法律第六号)第五条の二第二項第二号及び第三号、第一項、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法(昭和二十九年法律第百六十二号)第三十七条

九年法律第七十二号)の施行に伴い、並びに警察

内閣は、刑法の一部を改正する法律(平成二十

警察法施行令等の一部を改正する政令

政令第百八十号

律(昭和二十三年法律第百二十二号)第三十条第風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法

項及び第三十五条の四第二項、インターネット

十一号)の一部を次のように改正する。 第一条 警察法施行令(昭和二十九年政令第百五 に改める。 (警察法施行令の一部改正) 第二条第八号ソ中「強姦」を「強制性交等」

第二条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三(銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正) 十三年政令第三十三号)の一部を次のように改

を「、第二百四十一条第一項」に、「、第二百三二編第三十三章」に、「、第二百四十一条前段」「又は第百七十七条」に、「第三十三章」を「第 に、「、第百七十七条又は第百七十八条の二」を おいて同じ。)、第百七十九条」を「第百八十条」 第百七十七条に係る部分に限る。以下この号に 同条第二項第一号中「第百七十八条の二(同法 の罪 (人を負傷させたときに限る。)」に改め、 十八条又は第二百四十一条前段」を 十条」の下に「又は同項」を加え、同項第五号 十一条第一項の罪」に改める。 百三十八条」に改め、同項第六号中 |百四十一条第三項| に改め、「(同法第二百四 「幇助する」に、「第二百四十一条後段」を 「若しくは同法第百十九条」に、「幇助する」 第十二条第一項第一号中「、第百十九条 一条前段の罪又はその未遂罪」を 「第二百四十条前段の罪」を「第二百四十条 - 「第二百四 「又は第二 をを

る法律施行令の一部改正) (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に 百八十一条、第百八十二条」を「第百八十二条第二号中「第百七十九条まで、第 関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十 まで」に改める。 八十一条」を「第百八十一条まで」に改める。 九号)の一部を次のように改正する。 第十七条第一号中「第百七十九条まで、第百

第四条 インターネット異性紹介事業を利用して を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の(インターネット異性紹介事業を利用して児童 児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行 令 (平成二十年政令第三百四十六号)の一部を

を姦淫する行為」を「又は性交等」に、「同法第 第一条第三号中「である女子を姦淫する行為」 「に対する性交等」に、「又は児童である女子

2

新令第十二条第二項の規定の適用について

旧刑法第百七十八条の二(旧刑法第百七十

は、

七条に係る部分に限る。以下この項において同

を

律第七十五号)第七条第二号ヌ及びルの規定に基 船舶の警備に関する特別措置法(平成二十五年法 第十四条第一項並びに海賊多発海域における日本 制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号) 異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規

づき、この政令を制定する。

せる」に改める。 同法第百八十条」に、「姦淫させる」を 七十九条」を「同法第百七十九条に規定する罪、 を姦淫する行為に係るものに限る。)、同法第百 百七十八条の二に規定する罪(児童である女子 「姦淫さ

る特別措置法施行令の一部改正) (海賊多発海域における日本船舶の警備に関す

第五条 海賊多発海域における日本船舶の警備に 百四十一条第一項の罪」に改める。 百四十一条前段の罪又はその未遂罪」を 第二百三十八条」に改め、同条第六号中 百三十八条又は第二百四十一条前段」を 段」を「、第二百四十一条第一項」に、「、第二 に、「、第百七十七条又は第百七十八条の二」 いて同じ。)、第百七十九条」を「第百八十条」 百七十七条に係る部分に限る。以下この号にお の罪(人を負傷させたときに限る。)」に改める。 十条」の下に「又は同項」を加え、同条第五号 二百四十一条第三項」に改め、「(同法第二百四 三百二十六号)の一部を次のように改正する。 関する特別措置法施行令(平成二十五年政令第 「又は第百七十七条」に、「、第二百四十一条前 第五条第一号中「第百七十八条の二(同法第 第四条第一号中「第二百四十一条後段」を「第 「第二百四十条前段の罪」を「第二百四十条 「又は 第二 第 を

## (施行期日) 則

第

する。 一条 この政令は、 (以下「改正法」という。)の施行の日から施行 刑法の一部を改正する法律

伴う経過措置) (銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正に

第二条 第二条の規定による改正後の銃砲刀剣類 所持等取締法施行令(以下この条において「新 項第一号に掲げる罪とみなす。 定を含む。)に規定する罪は、新令第十二条第一 例によることとされる場合におけるこれらの規 正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の 百八十一条第三項又は第二百四十一条後段(改 年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。)第 いては、改正法による改正前の刑法(明治四 令」という。)第十二条第一項の規定の適用につ

を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の

部改正に伴う経過措置)

2 第三条 第三条の規定による改正後の風俗営業等 第百七十八条の二に係る部分に限る。) 又は第百 部分に限る。) 又は第百八十一条第三項(改正法 第百七十九条(旧刑法第百七十八条の二に係る の適用については、旧刑法第百七十八条の二、 条、第十八条、第二十条及び第二十一条の規定 の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令 刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を 犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法 合におけるこれらの規定を含む。)に規定する罪 法な行為は、新令第二十八条第二号に掲げる行 定によりなお従前の例によることとされる場合 刑法第百七十八条の二、第百七十九条(旧刑法新令第二十八条の規定の適用については、旧 含む。)の罪に当たる違法な行為は、新令第十七 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例に る法律施行令の一部改正に伴う経過措置) 合における当該規定を含む。)に規定する罪 (旧 規定によりなお従前の例によることとされる場 律第九号)第四条(改正法附則第二条第一項の し、改正法附則第三条の規定による改正前の盗 は新令第十二条第二項第一号に掲げる罪とみな におけるこれらの規定を含む。)の罪に当たる違 条第一号に掲げる行為とみなす。 よることとされる場合におけるこれらの規定を 犯す行為に係るものに限る。)は新令第十二条第 八十一条第三項(改正法附則第二条第一項の規 (以下この条において「新令」という。)第十七 一項第六号に掲げる罪とみなす。 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す

じ。)、第百七十九条 (旧刑法第百七十八条の二 係る部分に限る。)(改正法附則第二条第一項の 第二百四十三条(旧刑法第二百四十一条前段に 規定によりなお従前の例によることとされる場 に係る部分に限る。)、第二百四十一条前段又は

為とみなす。 (インターネット 異性紹介事業を利用して児童

第四条 第四条の規定による改正後のインター ネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する において「新令」という。)第一条の規定の適用 行為の規制等に関する法律施行令(以下この条 十九条(旧刑法第百七十八条の二に係る部分に については、旧刑法第百七十八条の二、 、第百七

官

なお従前の例によることとされる場合における限る。)(改正法附則第二条第一項の規定により

三条(旧刑法第二百四十一条前段に係る部分にに限る。)、第二百四十一条前段又は第二百四十七十九条(旧刑法第百七十八条の二に係る部分部分に限る。以下この項において同じ。)、第百第百七十八条の二(旧刑法第百七十七条に係る

である。)又は第百八十一条第三項(改正法附則第 に規定する罪(児童である女子を姦淫する行為に規定する罪(児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。)は、新令第一条第三項に及ることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)

置) る特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措 (海賊多発海域における日本船舶の警備に関す

第五条 第五条の規定の適用については、旧刑法域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令(以下この条において「新令」という。第四条の規定の適用については、旧刑法第百八十一条第三項又は第二百四十一条後段(改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)に規定する罪は、新令第四条第一号に掲げる罪とみなす。

第六号に掲げる罪とみなす。 (旧刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂場合における当該規定を含む。)に規定する罪場合における当該規定を含む。)に規定する罪場合における当該規定を含む。)に規定する罪

に関する法律第四条(改正法附則第二条第一項条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分

条第一号に掲げる罪とみなし、改正法附則第三これらの規定を含む。)に規定する罪は新令第五

国土交通大臣 石井 啓一内閣総理大臣 安倍 晋三

目

次

0	$\circ$	0	0
第四条関係)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)(第三条関係) 5	銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)(第二条関係)	警察法施行令(昭和二十九年政令第百五十一号)(第一条関係)

傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

(国庫が支弁する都道府県警察に要する経費) (国庫が支弁する都道府県警察に要する経費) (国庫が支弁する都道府県警察に要する経費)	改正案
(国庫が支弁する都道府県警察に要する経費) (国庫が支弁する都道府県警察に要する経費) (国庫が支弁する都道府県警察に要する経費) (国庫が支弁する都道府県警察に要する経費)	現

(傍
線
部八
分は
改
正
部
分

(人の生命又は身体を害する罪等) (人の生命又は身体を害する罪等) (人の生命又は身体を害する罪等) (人の生命又は身体を害する罪等) (人の生命又は身体を害する罪、同法第三百二十一条、第百十一条、第百十一条、第二百十十条、第百十十条、第百二十一条。第三三十一条。第三三十一条。第三三十一条。第三三十一条。第三三十一条。第三三十一条。第三三十一条。第三三十一条。第三三十一条。第三三十一条。第三三十一条。第三三十一条。第三十一条。第三三十一条。第三三十一条。第三三十一条。第三三十一条。第三三十一条。第三三十一条。第三十一条。第三十一条。第三十一十一十一条。第三十一十一条。第三十一十一条。第三十一十一条。第三十一十一条。第三十一十一条。第二十一十一条。第二十一十一条。第二十一十一条。第二十一十一条。第二十一十一条。第二十一十一条。第二十一十一条。第二十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一	改正案
(人の生命又は身体を害すは、次に掲 第十二条 法第五条の二第三百八条、第 百八条、第 百八条、第 百八条、第 百九条 1 (明治四十年法 1 (明治四十年法 1 (明治四十年法 1 (明治四十年法 1 (明治四十年法 1 (明治四十年法 1 (明治四十年 1 (明初的十年 1 (明的十年 1	現
る罪等) 電話第二号の政令で定める罪は、次に掲 原本第三号の政令で定める罪は、次に掲 第四十五号)第七十七条から第七十九条第三号を除く。)、第百八十二条、第八十七条、第八十八条、第百十二条に規定する罪、同法第百十二条に規定する罪、同法第百十三条後段、第二百二十九条、第三百二十五条若しくは第二十六条、第百十五条若しくは第二十六条、第二百二十五条若しくは第二十六条、第二百二十五条若しくは第二十六条。第二百二十五条若しくは第二十六条。第二十二条。以下この条に対する加害の目的でするが表記を記述。	行

二~限項罪等 取 لح 等 に 罪 る取 。。)若しくは第二百六十条後段に規定する罪等二百四十三条(同法第二百四十条又は同項等」という。)又は同法第二百四十条、第二百に係る部分に限る。次項第一号において「加害に限る。以下この条において「加害目的被略取! (生命又は身体に対する加害の目的でする! 収幇助罪等」という。)、同法第二百二十七条! 第二百年という。 い限罪 罪項百害略罪取 に四 目 取 者 1 (加害目: (加害目: (加害目: (加害目: ) 係に 分第三 未 L 的罪る規 遂罪略等 も定

四る。

五. き 兀 に 条 に等 限 に等へ規の略 る。 定防 す止 るみび を 犯 す (刑 処 分 行 為法に に 第 関 係 す る百る も四法 の十律 に条の昭 る。罪和工 五. 入 年 を 法 律 負 傷 第 さ 九 号) 廿 た

5 +八

2 法 しする 第 五. 条 . О 二第二 項 第三 号  $\mathcal{O}$ 政 令 で 定  $\otimes$ る 罪 は 次 に 掲 げ る ŧ 2

、に六角限条刑 又目規同し分条百は的定法くに、条 条第百 くに は的定 ルる。 する 第 は限第 0 法 は 二百 第二 る。 五. 第 兀 法 略 百 条 第取罪 百 十八 条 百 五. 第 + 条 に項 兀 (同 係 第二 法 分百 ) 、第二条 に四百害 項は三、第 限十 兀 る三条 第 + 百(第九第七同九十九 条取的九法五第 条略条第条百 (同 条百七 に 十法十六十 第二百四- 第二百四- 第二百四- 第二百四- 第二百三-七 六第八条六 第二 条九十 条 十 の条 四の 七 一百二十 四百十三 第 七第に四 一十八条の無いのでは、 \ \ \ 十三 -九条 若 秦 章 る。 条 に 害

> 二~四十二条 下又には の身い う。 取第条体 にに 段に規定する罪に対する加害の目的に対する る同 加法 目百 係る部分に来、第二百里 七 者行 に四 目取 (者) 限十 為 Ξ る。 一略引害渡条取渡目し 略引害渡 に項 係に 後未し的罪る規 等 若段遂罪略 も定 罪等取 のす 第二百四第二日の لح にる 等いうる。 、 う。 る。

五. (る。) 上なる罪 処 (刑 分に 法 関 第 する 百 兀 法 +律 条 (昭 前 段 和  $\mathcal{O}$ 五. 罪 年 を法 犯 律 す 第 行 九 号) 為

六

のとする。 項 第三 号  $\mathcal{O}$ 政 令 で 定 8 る 罪 は 次 に 掲 げ る

罪的の二十 の二十三 かかこ に限る。) 条以条、 百 第百条 条第百 下 百第 び罪ら条九百  $\mathcal{O}$ 百 条 加等 第に規 号に 項第に二 (同十 十七 七 規四十 +係る。 条、 第法五 目加百 定 七 お 八 九第条十九 害日十る第 条又 十的害 条 る い て 部第 十九 六 略 0) 条取的条、未略条、 百は 六十第 同 分百 取未遂罪等を除く。)
的略取幇助罪等、加害
九条までを除く。)に 二一条 条の 六 条 条 の 六 r. 九第十百 を (同 同法 除  $\overline{\phantom{a}}$ 六第三ステンスの 七 法 十八 第百二 条、 第 三十条 三十 第 百 罪等、加害品味く。) に知 項、 は三、 第二 条 百 七 
 マ、加害目的

 マ。)に規定

 一三章 (同語

 ポニ百二十名

 ポニ百二十名
 八久 第 六 七 + 百(第九第七同九十九 +七 条に 九 条 又 十法十六十 第 六 第 八条六 係 条九条の条 百 る 百 分法第分に第分 四の 兀 +第七第に四 に 百条九係 八 句引渡し (加害目 一十八条 七十六 第二 る。 七及十る第 条 る十び九部九 文 前 百 七第条

## に 規定 する罪

# <u>-</u>

罪を犯す行為に係るものに限る。)関する法律第四条に規定する罪(刑法第二百四・法第二百三十六条若しくは第二百三十八条の罪法第二百三十六条若しくは第二百三十八条の罪法第二百三十六条若しくは第二百三十八条の罪 罪 関 を法る 百四十一条第一項の等の防止及び処分にの罪又はその未遂罪条に規定する罪(刑条(同条第一号に係

五. 限の略

二〜五(略)しくは第二百五十一条前二百四十一条前

十十条段

(同法第二百四十九条に係る部に係る部分に限る。)、第二百

分四に十 限九 る。若

| 又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。) 関する法律第四条に規定する罪(刑法第二百四十を犯す行為に係るものに限る。) 又は盗犯等の防止法第二百三十六条若しくは第二百三十八条の罪又は法第二百三十六条若しくは第二百三十八条の罪又は二〜五 (略) □~四十五 (略) 又はその未遂罪を犯する 四十一条前段の罪の防止及び処分に非又はその未遂罪に規定する罪(刑

七

5

兀

十 五

(略)

 $\bigcirc$ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令 (昭和五十九年政令第三百十九号) (第三条関係)

(傍線部分は改正部分)

(法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為) 第十七条 法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為は、次 に掲げる行為とする。 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百三十六条若しくは第 百三十七条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第百三十九条第二項、第百四十条、第百七十六条から第百八十一条まで又は第百八十七条の罪に当たる違法な行為 に掲げる行為とする。 二 「略」 二 「解」 二 「解」 二 「所法(明治四十年法律第四十五号)第百三十六条若しくは第二十八条 法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。 一 (略) 二 「所法)、第二百二十六条の三、第二百二十六条、第二百二十四条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十五条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十六条の二、第二百二十六条の二、第二百二十六条第二百二十六条の三、第二百二十六条第二百二十六条の三、第二百二十六条第二百二十六条。第二百二十六条第二百二十六条。第二百二十六条第二百二十六条。第二百二十六条第二百二十六条。第二百二十六条第二百二十六条。第二百二十六条第二百二十六条。第二十六条。第二百二十六条。第二百二十六条。第二百二十六条。第二十六条。第二十六条。第二十六条。第二十六条。第二十六条。第二十六条。第二十六条。第二十六条。第二十六条。第二十六条。第二十六条。第二十六条。第二十六条。第二十六条章。第二十六章。第二十六条章。第二十六十六条章。第二十六十六条章。第二十六十六条章。第二十六条章。第二十六条章。第二十六十六章。第二十六章。第二十六十六章。第二十六十六十六十六十六十六十六十六十六十六十六十六十六十六十六十六十六十六十六	改正案
(法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為) (法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為) (法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為) (法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為) (法第三十十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為) (法第三十十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為) (法第三十十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為) (法第三十十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為) (法第三十十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為) (法第三十十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為) (法第三十十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為)	現行

に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項若しくは第三項条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十八条(同法第二百二十四の号において同じ。)又は第二百二十八条(同法第二百二十四

三 ~ 十 (略)

三〜十 (略) 三〜十 (略) 三〜十 (略) 三〜十 (略) 三〜十 (略) 三項に係る部分に限る。) の罪に当二十七条第一項若しくは第三項に係る部分に限る。) の罪に当たる違法な行為 同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十八条(同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十八条(同法第二百二十四条) 第二百二十五条、第二百二十八条(略)

(平成二十年政令第三百四十六号) (第四

(傍線部分は改正部分)

条関係) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令

四~二十四 (略)	四〜二十四 (略)
る行為に係るものに限る。)	
百八十二条に規定する罪(児童である女子を勧誘して姦淫させ	
童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。)又は同法第	せる行為に係るものに限る。)
百八十一条に規定する罪(児童に対するわいせつな行為又は児	第百八十二条に規定する罪(児童である女子を勧誘して姦淫さ
する行為に係るものに限る。)、同法第百七十九条若しくは第	するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。) 又は同法
、同法第百七十八条の二に規定する罪(児童である女子を姦淫	同法第百八十条若しくは第百八十一条に規定する罪(児童に対
行為又は児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。)	交等に係るものに限る。)、同法第百七十九条に規定する罪、
)、同法第百七十八条に規定する罪(児童に対するわいせつな	百七十八条に規定する罪(児童に対するわいせつな行為又は性
定する罪(児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。	定する罪(児童に対する性交等に係るものに限る。)、同法第
わいせつな行為に係るものに限る。)、同法第百七十七条に規	わいせつな行為に係るものに限る。)、同法第百七十七条に規
のに限る。)、同法第百七十六条に規定する罪(児童に対する	のに限る。)、同法第百七十六条に規定する罪(児童に対する
規定する罪(児童に頒布し、又は公然と陳列する行為に係るも	規定する罪(児童に頒布し、又は公然と陳列する行為に係るも
三 刑法第百七十四条に規定する罪、同法第百七十五条第一項に	三 刑法第百七十四条に規定する罪、同法第百七十五条第一項に
一•二 (略)	一・二 (略)
条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。	条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。
為の規制等に関する法律(次条において「法」という。)第十四	為の規制等に関する法律(次条において「法」という。)第十四
第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行	第一条  インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行
(児童の健全な育成に障害を及ぼす罪)	(児童の健全な育成に障害を及ぼす罪)
現行	改正案